公告 第 48 号
令和8年11月19日

公　　告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長　齊　藤　　祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6MT61EC00410	6MTF1AM0055 0001	GM711184910	6-20

品名　または　件名
吸引器，産婦人科用　安全点検　ほか32件
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA						

納地または工事場所	引渡場所
札幌病	札幌病　衛生資材部　衛生資材課
搬入場所	納期または工期
札幌病　衛生資材部　衛生資材課	令和9年3月31日（水）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第７項（２）の契約条項を適用する。

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所　：令和8年12月18日（金）10時00分　自衛隊札幌病院１Ｆ　カンファレンスルーム

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：品目別総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
【品目別総額】
(1)　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ　予算決算及び会計令第７１条に該当しない者であること。
ウ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
エ　別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
(2)　適用する契約条項等
駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
(3)　保証金等に関する事項
ア　入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
イ　契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
(4)　入札の無効
ア　第１号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　入札開始時刻に遅れた者による入札
ウ　入札に関する条項に違反した入札
エ　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ　電報・電話・ＦＡＸによる入札

カ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5)　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)　落札決定方式

品目毎の総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7)　契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8)　その他

ア　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ　入札に参加する場合は、令和７・８・９年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。

ウ　入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ　郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：稲富）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、２重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第７項第８号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和８年１２月１７日（木）１７時００分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和８年１２月１８日（金）吸引器,産婦人科用　安全点検ほか３２件　入札書在中」

カ　郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ　入札会場への入室は、入札時間の１５分前から可能とする。

ク　入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院　総務部　会計課　契約班（担当：稲富）

ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４２３９）

ケ　仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院　衛生資材部　衛生資材課　整備班（担当：福本）

ＴＥＬ：０１１－５８１－３１０１（内線：４４２７）

(9)　公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所

(ｱ)　自衛隊札幌病院総務部会計課

(ｲ)　自衛隊札幌病院ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/

イ　掲示期間

令和８年１１月１９日（木）～令和８年１２月１８日（金）

別　紙

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4　第２項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6MT61EC00410

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6MTF1AM0055	0001	GM711184910	EA	1.00				札幌病	
	吸引器，産婦人科用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-20					令和9年3月31日	
2	6MTF1AM0055	0002	GM711193490	ST	1.00				札幌病	
	処置台，新生児用，パルスオキシメータ内蔵型，Ｖ－５０５ＨＬ　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-36					令和9年3月31日	
3	6MTF1AM0055	0003	GM711211655	ST	1.00				札幌病	
	分娩監視装置，３型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-38					令和9年3月31日	
4	6MTF1AM0055	0004	GM711218713	EA	2.00				札幌病	
	新生児黄疸光線治療器　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-39					令和9年3月31日	
5	6MTF1AM0055	0005	GM711193837	EA	1.00				札幌病	
	新生児黄疸光線治療器，パッド式　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-81					令和9年3月31日	
6	6MTF1AM0055	0006	GM711257319	EA	1.00				札幌病	
	黄疸計，経皮式　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-19					令和9年3月31日	
7	6MTF1AM0055	0007	GM711173828	ST	1.00				札幌病	
	軟性内視鏡用洗浄消毒器　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				4-38A					令和9年3月31日	
8	6MTF1AM0055	0008	GM711255980	EA	1.00				札幌病	
	汎用超音波画像診断装置，ノート型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-66					令和9年3月31日	
9	6MTF1AM0055	0009	GM711257318	EA	1.00				札幌病	
	汎用超音波画像診断装置，産婦人科用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-69					令和9年3月31日	

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6MT61EC00410

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
10	6MTF1AM0055	0010	GM711253981	EA	1.00				札幌病	
	一般的電気手術器，多機能型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-63					令和9年3月31日	
11	6MTF1AM0055	0011	GM011305570	EA	1.00				札幌病	
	汎用超音波画像診断装置，循環器用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-32					令和9年3月31日	
12	6MTF1AM0055	0012	GM711265702	EA	1.00				札幌病	
	汎用超音波画像診断装置，多用途型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-54A					令和9年3月31日	
13	6MTF1AM0055	0013	GM011199503	EA	1.00				札幌病	
	脳波計，１８波形式，システム接続機能付　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-34					令和9年3月31日	
14	6MTF1AM0055	0014	GM711218739	EA	1.00				札幌病	
	誘発反応測定装置　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-35					令和9年3月31日	
15	6MTF1AM0055	0015	GM011198892	EA	1.00				札幌病	
	高周波手術装置，アルゴンプラズマ装置付　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-20					令和9年3月31日	
16	6MTF1AM0055	0016	GM711205956	EA	1.00				札幌病	
	電気手術器，物質併用，クランプ型バイポーラ電極付　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-21					令和9年3月31日	
17	6MTF1AM0055	0017	GM711303745	EA	1.00				札幌病	
	ナビゲーションユニット，耳鼻科用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-22					令和9年3月31日	
18	6MTF1AM0055	0018	GM711303732	EA	1.00				札幌病	
	可搬型手術用顕微鏡，眼科用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-23					令和9年3月31日	

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6MT61EC00410

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
19	6MTF1AM0055	0019	GM011306097	EA	1.00				札幌病	
	内視鏡用灌流，吸引装置　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-24					令和9年3月31日	
20	6MTF1AM0055	0020	GM711184910	EA	1.00				札幌病	
	吸引器，産婦人科用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-25					令和9年3月31日	
21	6MTF1AM0055	0021	GM711265691	EA	1.00				札幌病	
	汎用超音波画像診断装置，可搬型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				6-61A					令和9年3月31日	
22	6MTF1AM0055	0022	GM711211664	ST	1.00				札幌病	
	手術用顕微鏡，可搬型　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-26					令和9年3月31日	
23	6MTF1AM0055	0023	GM711277892	ST	1.00				札幌病	
	器具除染用洗浄器，減圧沸騰式　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-44					令和9年3月31日	
24	6MTF1AM0055	0024	GM711184905	EA	1.00				札幌病	
	乾燥器，器具用，パススルー式　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-45					令和9年3月31日	
25	6MTF1AM0055	0025	GM011173164	EA	1.00				札幌病	
	筋機能評価訓練装置　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-27					令和9年3月31日	
26	6MTF1AM0055	0026	M71B980001751	UN	1.00				札幌病	
	超音波治療器　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-28					令和9年3月31日	
27	6MTF1AM0055	0027	GM711187444	EA	1.00				札幌病	
	運動負荷装置，起立訓練用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				8-29					令和9年3月31日	

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6MT61EC00410

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
28	6MTF1AM0055	0028	GM711193695	EA	1.00				札幌病	
	輸液ポンプテスタ，ＩＤＡ－４Ｐｌｕｓ　校正								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-48A					令和9年3月31日	
29	6MTF1AM0055	0029	6625015716047	EA	1.00				札幌病	
	電気安全解析装置，心電図模擬波形出力機能付　校正								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-47A					令和9年3月31日	
30	6MTF1AM0055	0030	GM011206466	EA	1.00				札幌病	
	測定器，自動体外式除細動器，機能点検用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-46A					令和9年3月31日	
31	6MTF1AM0055	0031	GM911200796	EA	1.00				札幌病	
	計測器，校正，人工呼吸器用　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-50A					令和9年3月31日	
32	6MTF1AM0055	0032	GM711236191	EA	1.00				札幌病	
	測定器，多項目モニタ，機能点検用　校正								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				5-51A					令和9年3月31日	
33	6MTF1AM0055	0033		ST	1.00				札幌病	
	外科系スコープ　安全点検								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
	仕様書のとおり								札幌病　衛生資材部　衛生資材課	
				7-33					令和9年3月31日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１８４９１０	仕　様　書　番　号	
吸引器，産婦人科用　安全点検		札幌病衛　６－２０	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年　５月３１日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は,自衛隊札幌病院において使用する吸引器,産婦人科用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 1.2.10 による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	吸引器，産婦人科用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－２０	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
トーイツ			
分娩用吸引器	ＶＤ－１０００	Ｇ０４０２８９	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　交換部品

Ｎｏ	部品名	規　格	数　量
１	排気フィルタ　ポンプ排気側	ＱＢ００１５	１
２	吸気フィルタ　トラップ瓶用・２個入	ＱＢ００１４	１

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１９３４９０	仕　様　書　番　号	
処置台，新生児用，パルスオキシメータ内蔵型，Ｖ－５０５ＨＬ　安全点検		札幌病衛　５－３６	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する処置台，新生児用，パルスオキシメータ内蔵型，Ｖ－５０５ＨＬの安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	処置台，新生児用，パルスオキシメータ内蔵型，Ｖ－５０５ＨＬ　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－３６	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アトムメディカル			
インファントウォーマ	Ｖ―５０５ＨＬ	２１３００４９	２台
		２１３００５０	

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１１６５５	仕　様　書　番　号	
分娩監視装置，３型　安全点検		札幌病衛　５－３８	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する分娩監視装置，３型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	分娩監視装置，３型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－３８	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アトムメディカル			
分娩監視装置	ＦＭ－２０	ＤＥ５３０１７５０９	５台
		ＤＥ５３０１８８２３	
		ＤＥ５３０１８８２８	
		ＤＥ５３０１８９２７	
		ＤＥ５３０１８９４０	
ＦＳＶセントラルモニタ	ＦＳＶ	１９０７０１１２８	１台
リモートユニット	ＲＵ－ＦＳＶ	１９０７０１１３４	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１８７１３	仕　様　書　番　号	
新生児黄疸光線治療器　安全点検		札幌病衛　５－３９	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する新生児黄疸光線治療器の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	新生児黄疸光線治療器　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－３９	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アトムメディカル			
ＬＥＤ光線治療器	ネオブルー	２４００３	２台
		２４００４	

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１９３８３７	仕　様　書　番　号	
新生児黄疸光線治療器，パッド式 安全点検		札幌病衛　６－８１	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年１１月２９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する新生児黄疸光線治療器，パッド式の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	新生児黄疸光線治療器，パッド式　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－８１	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＧＥヘルスケアジャパン			
新生児黄疸光線治療器	ビリソフト	ＨＧＡＹ６１３９８	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２５７３１９	仕　様　書　番　号	
黄疸計，経皮式　安全点検		札幌病衛　８－１９	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する黄疸計，経皮式の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　４Ｂ病棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	黄疸計，経皮式　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－１９	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
コノカミノルタ			
黄疸計	ＪＭ－１０５	５６２	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 交換部品

Ｎｏ	部品名	数　量
1	オプションＡ	1

3) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１７３８２８	仕　様　書　番　号	
軟性内視鏡用洗浄消毒器 安全点検		札幌病衛　４－３８Ａ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年　３月　２日
		変　　更	令和　７年　９月１６日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する軟性内視鏡用洗浄消毒器の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　内視鏡室および耳鼻科外来

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	軟性内視鏡用洗浄消毒器　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　４－３８Ａ	

指定事項：

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
富士フイルムメディカル			
内視鏡洗浄消毒器	ＥＳＲ－２００	０７１２０８２６	４台
		１６２２０８５９	
		１６２２０８５８	
		１６２２０８５７	

3.3　点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 交換部品

Ｎｏ	部品名	規　格	数　量
1	バルブユニット	８９８Ｙ１２０１０６	4

3) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２５５９８０	仕　様　書　番　号	
汎用超音波画像診断装置，ノート型　安全点検		札幌病衛　６－６６	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年１１月２６日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する汎用超音波画像診断装置，ノート型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　外来診療棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	汎用超音波画像診断装置，ノート型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－６６	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＧＥヘルスケア			
超音波画像診断装置	ＬＯＧＩＱ　ｅ　Ｖ２	６２９２７０ＷＸＯ	１台

3.3　点検要領

1）外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2）本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3）故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２５７３１８	仕　様　書　番　号	
汎用超音波画像診断装置，産婦人科用　安全点検		札幌病衛　６－６９	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年１１月２９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する汎用超音波画像診断装置，産婦人科用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　外来診療棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	汎用超音波画像診断装置，産婦人科用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－６９	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＧＥヘルスケア			
超音波画像診断装置	Ｖｏｌｕｓｏｎ　Ｐ８	ＶＰ８００３４８４	１台

3.3　点検要領

1）外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2）本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3）故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２５３９８１	仕　様　書　番　号	
一般的電気手術器，多機能型 安全点検		札幌病衛　６－６３	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年１１月２６日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する一般的電気手術器，多機能型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　外来診療棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	一般的電気手術器，多機能型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－６３	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ｅｌｌｍａｎ　Ｊａｐａｎ			
電気手術器	サージトロンデュアル	６７５３ＷＡ	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 診療体制を維持するため代替機を用意する。

3) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１３０５５７０	仕　様　書　番　号	
汎用超音波画像診断装置，循環器用 安全点検		札幌病衛　６－３２	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　６年　７月２４日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する汎用超音波画像診断装置，循環器用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	汎用超音波画像診断装置，循環器用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－３２	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＧＥヘルスケア			
超音波画像診断装置	Ｖｉｖｉｄ　Ｅ９５	ＡＵ８９２４２	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２６５７０２	仕　様　書　番　号	
汎用超音波画像診断装置，多用途型 安全点検		札幌病衛　５－５４Ａ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　６年１１月２６日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する汎用超音波画像診断装置，多用途型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	汎用超音波画像診断装置，多用途型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－５４Ａ	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＧＥヘルスケア			
超音波診断装置	ＬＯＧＩＱ　Ｅ１０　Ｒ２	５００４１５ＵＳ８	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１１９９５０３	仕　様　書　番　号	
脳波計，１８波形式，システム接続機能付　安全点検		札幌病衛　７－３４	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する脳波計，１８波形式，システム接続機能付の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	脳波計，１８波形式，システム接続機能付　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－３４	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
日本光電			
脳波計	ＥＥＧ－１２７８	００１３６	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１８７３９	仕　様　書　番　号	
誘発反応測定装置　安全点検		札幌病衛　７－３５	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する誘発反応測定装置の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	誘発反応測定装置　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－３５	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
日本光電			
筋電計	ＭＥＢ－２３１２	００４６１	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１１９８８９２	仕　様　書　番　号	
高周波手術装置, アルゴンプラズマ装置付　安全点検		札幌病衛　８－２０	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する高周波手術装置，アルゴンプラズマ装置付の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	高周波手術装置，アルゴンプラズマ装置付　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２０	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アムコ			
高周波手術装置， アルゴンプラズマ装置付	ＶＩＯ３００Ｄ ＡＰＣ２	１１３５６６４４ １１３５５６４７	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２０５９５６	仕　様　書　番　号	
電気手術器，物質併用，クランプ型 バイポーラ電極付　安全点検		札幌病衛　８－２１	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する電気手術器，物質併用，クランプ型バイポーラ電極付の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	電気手術器，物質併用，クランプ型バイポーラ電極付　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２１	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アムコ			
電気手術器	ＶＩＯ３００Ｄ	１１３２３９４２	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１３０３７４５	仕　様　書　番　号	
ナビゲーションユニット，耳鼻科用 安全点検		札幌病衛　８－２２	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用するナビゲーションユニット，耳鼻科用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	ナビゲーションユニット，耳鼻科用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２２	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
日本メドトロニック			
脳神経外科手術用ナビゲーションユニット	ＳｔｅａｌｔｈＳｔａｔｉｏｎ ＥＮＴ　Ｎａｖｉｇａｔｉｏｎ Ｓｙｓｔｅｍ	Ｎ３１４９１９２２	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１３０３７３２	仕　様　書　番　号	
可搬型手術用顕微鏡，眼科用 安全点検		札幌病衛　８－２３	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する可搬型手術用顕微鏡，眼科用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	可搬型手術用顕微鏡，眼科用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２３	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ライカマイクロシステムズ			
可搬型手術用顕微鏡	Ｍ８２２　Ｆ４０スタンド	２３０１２５００１	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１３０６０９７	仕　様　書　番　号	
内視鏡用灌流，吸引装置　安全点検		札幌病衛　８－２４	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する内視鏡用灌流，吸引装置の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	内視鏡用灌流，吸引装置　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２４	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
日本ストライカー			
内視鏡用灌流・吸引装置	Ｍｕｌｔｉｆｌｏｗ ポンプシステム	２４０３ＣＥ０７６３	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１８４９１０	仕　様　書　番　号	
吸引器，産婦人科用　安全点検		札幌病衛　８－２５	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は,自衛隊札幌病院において使用する吸引器,産婦人科用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	吸引器，産婦人科用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２５	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
アトムメディカル			
産婦人科用吸引器	ＶＰ－４５０	１６０２１２４０００７４	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>ＧＭ７１１２６５６９１</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">汎用超音波画像診断装置，可搬型

安全点検</td><td colspan="3">札幌病衛　６－６１Ａ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和　６年１１月２６日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>令和　７年　９月１６日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊札幌病院 衛生資材部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する汎用超音波画像診断装置，可搬型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	汎用超音波画像診断装置，可搬型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　６－６１Ａ	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数量
ＧＥヘルスケア			
超音波画像診断装置	ＬＯＧＩＱ　ｅ　Ｐｒｅｍｉｕｎ Ｐｒｏ　Ｒ８	６０６８６６９ＷＸＯ	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２１１６６４	仕　様　書　番　号	
手術用顕微鏡，可搬型　安全点検		札幌病衛　８－２６	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する手術用顕微鏡，可搬型の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　手術室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	手術用顕微鏡，可搬型　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２６	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ライカマイクロシステムズ			
手術用顕微鏡，可搬型	Ｍ５２５Ｆ４０	２３０２１１００１	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２７７８９２	仕　様　書　番　号	
器具除染用洗浄器，減圧沸騰式 安全点検		札幌病衛　７－４４	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月１６日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する器具除染用洗浄器，減圧沸騰式の安全点検（キャリブレーション含む）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　中央材料室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	器具除染用洗浄器，減圧沸騰式　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－４４	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
三浦工業			
減圧沸騰式洗浄器	ＲＮ－８０ＳＷ	ＪＰ９９８５６１３６	１台
		ＪＰ９９８５６１３７	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，キャリブレーション，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) キャリブレーションの項目は以下の通りとし，報告書を提出する。

	項　目
1	温度ループ校正
2	内缶圧カループ校正
3	リークテスト（負圧）
5	温度分布測定（無負荷）

3)　交換部品

Ｎｏ	部品名	規　格	数　量
1	洗浄評価キット	ＷＳ－Ｓ　３個入	2

4)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

5)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１８４９０５	仕　様　書　番　号	
乾燥器，器具用，パススルー式 安全点検		札幌病衛　７－４５	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月１６日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する乾燥器，器具用，パススルー式の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　中央材料室

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	乾燥器，器具用，パススルー式　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－４５	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
三浦工業			
システム乾燥器	ＲＬ－５００Ｗ	ＪＰ９９８５５７３６	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　交換部品

Ｎｏ	部品名	規　格	数　量
１	保護テープ（ドア下側）	ＲＬ－５００　Ｔ０．５	４
２	保護テープ（ドア上側）	ＲＬ－５００　Ｔ０．２５	４
３	ドアパッキン	Ｔ４－１２４４２　３４０×１６６９×３４０	４
４	ドアパッキン	センター　４－１０１９４９	４

3)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

4)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１１７３１６４	仕　様　書　番　号	
筋機能評価訓練装置　安全点検		札幌病衛　８－２７	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は,自衛隊札幌病院において使用する筋機能評価訓練装置の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　リハビリテーション

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	筋機能評価訓練装置　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２７	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
酒井医療			
バイオデックス	ＢＤＸ－４	２３１２－１９９９－２３３１３２	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	Ｍ７１Ｂ９８００００１７５１	仕　様　書　番　号	
超音波治療器　安全点検		札幌病衛　８－２８	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する超音波治療器の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　リハビリテーション

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	超音波治療器　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２８	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
伊藤超短波			
超音波治療器	ＵＳ－７１１	２２５ＡＡＢＺＸ０００Ｚ４０００	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１１８７４４４	仕　様　書　番　号	
運動負荷装置，起立訓練用　安全点検		札幌病衛　８－２９	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年　８月　７日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する運動負荷装置，起立訓練用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　リハビリテーション

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	運動負荷装置，起立訓練用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　８－２９	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
ＯＧ技研			
チルトテーブル	ＵＡ－５０１	ＡＨ１００５２	１台

3.3　点検要領

1)　外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2)　本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3)　故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>ＧＭ７１１１９３６９５</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">輸液ポンプテスタ,ＩＤＡ－４Ｐｌｕｓ

校正</td><td colspan="3">札幌病衛　５－４８Ａ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和　５年１２月　４日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>令和　７年１２月　１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊札幌病院 衛生資材部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する輸液ポンプテスタ，ＩＤＡ－４Ｐｌｕｓの外注校正について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ**の 1.2.2 及び**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ**による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　校正に関する要求

2.1　整備の種類

整備の種類は，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ**の 2.2. j)に示す“校正”とする。

2.2　整備の方式

整備の方式は，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ**の 2.3. a)とし，“確定作業方式”とよる。

2.3　校正基準

校正基準は，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.4　校正対象品目

調達要領指定書による。

2.5　校正実施場所

校正実施場所は調達要領指定書によって指定する場合を除き，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ**の 2.6. a)に示す“営業所等”とする。

2.6　校正要領

校正要領は，**表１**および調達要領指定書によるほか，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正要領による。

表１－整備作業表

工程		作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。	－
2	清　　掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し，付着しているほこりなどを除去する。	－
3	校　　正（点検）	計測器（校正品）と標準器を対照とし，合否を判定する。必要に応じ，計測器の指示値を修正する。	標準器は,公共機関において年１回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	－
5	包装など	4.1	－

2.7　引渡時期

契約後速やかに引渡しを実施するものとする。

2.8　引渡場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて引渡しを実施するものとする。

2.9　返納時期

納期までに返納を実施するものとする。

2.10　返納場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて返納を実施するものとする。

3　品質保証

3.1　機能・性能検査

試験に必要な器材，設備については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 3.1 による。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の条件

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　無償貸付及び官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 5.1 による。

5.2　合格証

合格証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4.1b) とする。

5.3　提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4 とする。

5.4　保障期間

保障期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの5.5とする。

5.5　輸送

輸送については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方がする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	輸液ポンプテスタ，ＩＤＡ－４Ｐｌｕｓ　校正	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－４８Ａ	

指定事項：

2　校正に関する要求

2.4　校正対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数 量
メッツ			
インフュージョンポンプチェッカー	Ｉｎｆｕｔｅｓｔ２０００（４Ｃｈ）	ＥＲＣ１４０６０３８９	１式
		ＥＤＣ１４０４１３７６	

2.6　校正要領

1) 本役務終了後，速やかに作業報告書を提出する。

2) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	６６２５０１５７１６０４７	仕　様　書　番　号	
電気安全解析装置，心電図模擬波形出力機能付　校正		札幌病衛　５－４７Ａ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　７年１２月　１日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する電気安全解析装置，心電図模擬波形出力機能付の外注校正について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑによる。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　校正に関する要求

2.1　整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 2.2. j)に示す“校正”とする。

2.2　整備の方式

整備の方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 2.3. a)とし，“確定作業方式”とよる。

2.3　校正基準

校正基準は，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.4　校正対象品目

調達要領指定書による。

2.5　校正実施場所

校正実施場所は調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 2.6. a)に示す“営業所等”とする。

2.6　校正要領

校正要領は，**表１**および調達要領指定書によるほか，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正要領による。

表１－整備作業表

工程		作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。	－
2	清　　掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し，付着しているほこりなどを除去する。	－
3	校　　正（点検）	計測器（校正品）と標準器を対照とし，合否を判定する。必要に応じ，計測器の指示値を修正する。	標準器は,公共機関において年１回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	－
5	包装など	4.1	－

2.7　引渡時期

契約後速やかに引渡しを実施するものとする。

2.8　引渡場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて引渡しを実施するものとする。

2.9　返納時期

納期までに返納を実施するものとする。

2.10　返納場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて返納を実施するものとする。

3　品質保証

3.1　機能・性能検査

試験に必要な器材，設備については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 3.1 による。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の条件

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　無償貸付及び官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 5.1 による。

5.2　合格証

合格証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4.1b) とする。

5.3　提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4 とする。

5.4　保障期間

保障期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの5.5とする。

5.5　輸送

輸送については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方がする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	電気安全解析装置，心電図模擬波形出力機能付　校正	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－４７Ａ	

指定事項：

2　校正に関する要求

2.4　校正対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
メッツ			
電気安全アナライザー	ＥＳ６０１Ｐｌｕｓ	ＥＳ１４０８００４７８	１台

2.6　校正要領

1）本役務終了後，速やかに作業報告書を提出する。

2）故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ０１１２０６４６６	仕　様　書　番　号	
測定器，自動体外式除細動器，機能点検用　安全点検		札幌病衛　５－４６Ａ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　７年１２月　１日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する測定器，自動体外式除細動器，機能点検用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

実施場所は調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 2.6.a)に示す“営業所等”とする。

2.2　引渡時期

契約後速やかに引渡しを実施するものとする。

2.3　引渡場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて引渡しを実施するものとする。

2.4　返納時期

納期までに返納を実施するものとする。

2.5　返納場所

自衛隊札幌病院衛生資材課にて返納を実施するものとする。

2.6　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　　簡　　番　　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　　成　　部　　課	衛生資材部衛生資材課
	作　　成　　年　　月　　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	測定器，自動体外式除細動器，機能点検用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－４６Ａ	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
エネルギーチェッカー	ＡＸ－１０３Ｖ	２１２１０	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>ＧＭ９１１２００７９６</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">計測器，校正，人工呼吸器用

安全点検</td><td colspan="3">札幌病衛　５－５０Ａ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和　５年１２月　４日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>令和　７年１２月　１日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>自衛隊札幌病院 衛生資材部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する計測器，校正，人工呼吸器用の安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　衛生資材課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	計測器，校正，人工呼吸器用　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－５０Ａ	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

装置名	規格・型式	数　量
ＩＭＩ		
フローアナライザー	ＰＦ－３００	１台

3.3　点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに作業報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＭ７１１２３６１９１	仕　様　書　番　号	
測定器，多項目モニタ，機能点検用 校正		札幌病衛　５－５１Ａ	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　５年１２月　４日
		変　　更	令和　７年１２月　１日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する測定器，多項目モニタ，機能点検用の外注校正について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑによる。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　校正に関する要求

2.1　整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 2.2. j)に示す“校正”とする。

2.2　整備の方式

整備の方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 2.3. a)とし，“確定作業方式”とよる。

2.3　校正基準

校正基準は，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正基準による。

2.4　校正対象品目

調達要領指定書による。

2.5　校正要領

校正要領は，**表１**および調達要領指定書によるほか，公共機関，公共機関から指定（登録）を受けた者及び製造者が規定する校正要領による。

表１－整備作業表

工程		作業内容	注記
1	入場点検	校正品の外観状態及び機能を点検する。	－
2	清　　掃	圧縮空気などによって清掃及び洗浄し，付着しているほこりなどを除去する。	－

3	校　　正 （点検）	計測器（校正品）と標準器を対照とし，合否を判定する。必要に応じ，計測器の指示値を修正する。	標準器は,公共機関において年１回以上校正されたものを使用する。
4	総合点検	校正品の総合点検を行う。	－
5	包装など	4.1	－

2.6　校正実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　衛生資材課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については官側に報告し指示を受けるものとする。

3　品質保証

3.1　機能・性能検査

試験に必要な器材，設備については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 3.1 による。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の条件

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　無償貸付及び官給品

校正に必要な無償貸付及び官給品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 5.1 による。

5.2　合格証

合格証は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4.1b) とする。

5.3　提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.4 とする。

5.4　保障期間

保障期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５０００００２Ｑの 5.5 とする。

5.5　輸送

輸送については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方がする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　名	測定器，多項目モニタ，機能点検用　校正	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　５－５１Ａ	

指定事項：

2　校正に関する要求

2.4　校正対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数　量
大正医科器械			
バイタルサイン・シミュレータ	ＰｒｏＳｉｍ８	２７８７０１２	１台

2.5　校正要領

1）本役務終了後，速やかに作業報告書を提出する。

2）故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。

調達要求番号：６ＭＴＦ１ＡＭ００５５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
外科系スコープ　安全点検		札幌病衛　７－３３	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　７年　９月　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1　総則

1.1　適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する外科系スコープの安全点検について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡの 1.2.2 及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑの 1.2.10 によるものとし「官側担当官」とは，本役務を担当する監督官又は検査官をいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１ＡＡ　　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２Ｑ　　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

ｂ）法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成２６年１１月２５日）」第２条第４項

薬機法第４０条の２（薬食機発第０３３１００４号）

医療法「平成４年法律第８９号（平成４年７月１日）改正」

医療法施行令（第４条の６台５号）

医療法施行令規則第９条の７

2　一般的事項

2.1　実施場所

北海道札幌市南区真駒内１７番地　自衛隊札幌病院　外来診療棟

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合については別に定める。

2.2　注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3　点検に関する要求

3.1　技術管理

製造業者の指定する内容に準じて点検・整備をすること。

3.2　点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3　点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4　実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4　その他の指示

4.1　疑義

点検中に不良個所又は疑義を生じた場合は，速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2　負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調　達　要　求　番　号	６ＭＴＦ１ＡＭ００５５
	調　達　要　求　年　月　日	令和　８年　９月　９日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和　８年　９月　９日
品　　名	外科系スコープ　安全点検	
仕 様 書 番 号	札幌病衛　７－３３	

指定事項：

3　点検に関する要求

3.2　点検対象品目

連番	規格・型式	製造番号
オリンパス		
１	ＥＮＦ－ＶＱ１	２７５２９２３
２	ＥＮＦ－ＶＨ１	７０３０９５４
３	ＥＮＦ－ＶＴ３	７１１０４４６
４		７１１０４６７
５	ＨＹＦ－１Ｔ	１０１１３６２
６	ＨＹＦ－ＸＰ	１９００４６０
７	ＯＣＳ－５００	３１０３１５
８	ＣＹＦ－ＶＨＡ	２４００５８３
９		７４４３１６７
１０	ＯＴＶ－Ｓ１９０	７３６５４９３
１１		７０１９６２１
１２	ＣＬＶ－Ｓ１９０	７３０５２０４
１３		７０２９７３０

3.3　点検要領

1) 外観点検，機能点検，性能点検，注油，清掃，調整を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 本役務終了後，速やかに点検報告書を提出する。

3) 故障等が発生した場合には，官側の指示を受けるものとする。